

大治町議会定例会（第3日）

令和7年12月9日

令和7年12月大治町議会定例会会議録（第3号）	
招集年月日	令和7年12月9日
招集の場所	大治町議事堂
開 議	12月9日 午前10時00分 宣告（第3日）
応 招 議 員	1番：池田耕介 2番：八神太紀 3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子 6番：鈴木 満 7番：三輪明広 8番：若山照洋 9番：松本英隆 10番：林 健児 11番：吉原経夫 12番：林 哲秀
不応招議員	な し
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	不応招議員に同じ
地方自治法 第121条 第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修 子育て支援課長補佐：牛田美香 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣 下水道課長：後藤丈頭 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年12月大治町議会定例会議事日程

(第3日)

令和7年12月9日(火) 午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 議案第66号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第4号) 《質疑等》

日程第2 議案第67号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 《質疑等》

日程第3 議案第68号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第2号) 《質疑等》

日程第4 議案第69号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 《質疑等》

日程第5 議案第70号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算(第2号) 《質疑等》

日程第6 議案第71号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第7 議案第72号 大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第8 議案第73号 大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第9 議案第74号 大治町下水道条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第66号令和7年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

2番八神議員、どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。24ページをお願いいたします。AED広告モニターとその下広告モニター、スポーツセンターのほうもちょっと同じ内容を聞きたいんですけども、3カ月間というふうにお聞きをしました。この3カ月間の広告モニターを今現在どのような広告モニターが出されるのかってのが決まっていれば教えていただきたいです。また、3カ月後どのようにしていくか、金額1カ月幾らなのかとか、3カ月で幾らなのかとか、その辺りのちょっと詳細をお聞きしたいです。

続きまして、68ページ。学校教育総務事務費のほうで小学校給食補助費というふうなものが金額があると思いますが、こちら1食幾らぐらいの補助になるのかということと、また期間、何月から何月まで何カ月間補助になるのかをお聞きしたいです。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

AED付広告モニターについての御質問です。広告はどのようなものを想定しているかということですが、こちらの広告につきましては今回AED付広告モニターを設置する協定締結事業者がモニターに広告を掲載する広告事業者を募集し選定契約を行います。こちらにつきましては契約期間は3年間で、広告内容は1年ごとに更新という形になります。広告の内容につきましては広告事業者の動画広告等となり、最大30枠が1日に放映されます。事前に大治町広告掲載要綱及び広告掲載基準並びに関係法令を遵守した内容かどうかを広告審査会のほうで諮りまして承認した広告を放映させていただきます。こちらのモニターの広告料につきましては、役場庁舎に設置するものにつきましては広告収入として7,700円それを3カ月分ということに今年度はなります。スポーツセンターにつきましては……。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

広告モニターなんですけど、スポーツセンターの広告料につきましては月額1,100円になります。その3カ月分を今回計上しております。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

給食費補助について。小学校で1食当たり40円、中学校におきましては1食当たり50円となっております。期間につきましては4月まで遡っての適用とさせていただきます、1年分の金額を見込ませていただきまして今回の補正予算の金額となっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

八神議員、どうぞ。

○2番（八神太紀君）

広告モニターのほうで再度質問させていただきます。1年ごとにといいふうに今お聞きしたんですけれども、今回は3カ月広告だと思うんですけれども、これは来年度から1年ごとになるという意味でしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらですが3月より広告を開始してまいりますので、そこから1年間というような形になるかと思えます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

7番松本議員、どうぞ。9番、ごめんなさい。

○9番（松本英隆君）

34ページお願いします。これ中間あたり、避難所用Wi-Fiの導入業務委託料マイナスのほうで1100万円、その二つ下の負担金補助及び交付金こちらのほう、済みません、説明のほうお願いしたいんですけれども。

あと一つ、62ページのところ上から道路維持管理費400万円のマイナス。あと2段目、交通安全対策費のほうとして街路灯、反射鏡とかでマイナスになっております。河川維持のほうも河川安全対策工事200万円ということで、特に土木費のほう安全に対してマイナスになっているんですけれど、これの安全対策に対してのマイナスの理由っていうんですか、どうして減らしたかっていうのをちょっと教えてください。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

避難所用Wi-Fi導入業務委託料と地域BWA基地局増設補助金の減額について御説明させていただきます。こちらにつきましては現在利用中である地域公共ネットワーク、こちらにつきましては防災対策の一つとして平成25年度に総務省の補助金を活用して導入しておりますが、こちらの地域公共ネットワークの利用にかえ地域BWAの基地局を増設し避難所用Wi-Fiを導入する予定でございましたが、総務省の周波数帯再編に伴い地域公共ネットワークの周波数帯、こちら4.9ギガヘルツになるんですが、こちらが終了促進措置の対象となりまして、周波数帯を利用する事業者、こちらがWi-Fi

導入費用や基地局の増設など移行に関わる事業費を全額負担していただけることとなり減額とさせていただきます。以上です。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

それでは都市整備課からお答えします。まず議員言われるとおり、交通安全対策とか道路維持、重要なものがなくなっております。このものにつきましては一応行革のほうで予算の削減のほうをさせていただいております。言われるように交通安全とか施設大丈夫かということですけど、今あるお金、今ある予算で重要なところから順番にやっていく予定でいますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番、松本議員、どうぞ。

○9番（松本英隆君）

先ほどの一番最初のところ、Wi-Fiとか業者のほうはもう決まっているんでしょうか。あと今の交通安全とかの安全対策費ですけど、これ重要なところからっていう形で言われましたけど、安全のことに対して本当にあれなんですかね、こちらのほうが厳しいから直していくと。こちらのほうはちょっと、危険だけお金があればだから後回しとか、そういう形で考えておられるんですか。行革さんのほうもどうやって考えているかわかんないんですけど、安全というのはやっぱり町民に対して一番重要じゃないかなと思うんだけど、削るところもちょっと考えてもらったほうがいいんじゃないですかね。これで事故とかあったらね、誰が責任とるとかあるんですけど。そこら辺も考えてやってもらって、今の予算の中でできていけるんですかね、ちゃんと。その2点お願いします。

○総務課長（吉田美穂君）

避難所用Wi-Fi導入業務等の御質問です。こちらの事業者につきましては、ソフトバンクが今回事業費のほうの負担をさせていただくこととなっております。また、こちら今年度八ツ屋防災コミュニティセンターのほうに地域BWAの基地局を増設する予算のほうを上げさせていただいております。以上です。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

今回のものにつきましては、職員のほうで現地を見させていただいて、特にひどいところから整備の方をさせていただいております。予算につきましては、ある範囲でやらさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員、どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。23、24ページの、先ほどのAED付広告モニタースポーツセンターの広告モニターについて、7,700円掛ける3カ月、1,100円掛ける3カ月と広告料をお聞きしましたが、その広告料の根拠というか、来場人数みたいな説明をいただいた気がしますが、金額単価というか相場みたいなものもあつての金額なのか。あとは、他の自治体の例なんかで最低価格以上で最も高い価格で一般競争入札みたいなものもあるのかなと思いましたが、この金額の妥当性というか根拠について伺いたいです。

それから続きまして、29、30ページの総務費総務管理費の職員厚生費14万4000円、予算不足でっていう説明を受けたような気がします。過年度の予算決算を見たところ、増減はあれど当初予算の金額内におさまっていたのかなと思いますが、今年度休職者が多いとか何か想定外のことがあったのか。デリケートなものになるのであれば答えられる範囲で結構ですので原因をお伺いしたいです。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらの広告料につきましては、役場とスポーツセンターとで広告料の違いがございます。こちらにつきましては、こちら今回AED付広告モニターを設置していただける業者のほうから確認させていただきましたところ、不特定多数の方が訪れる場所に設置することで放映される広告がさまざまな方の目にとどまるため、一定の方が利用するスポーツセンターより不特定多数の方が来庁する役場の庁舎の広告料が高く設定されているとのことでした。こちらにつきましては広告料金につきましては、事業者のほうからの提案でこういった形となっております。その他設置にかかる費用とか、電気代等も全て費用負担はこちらの事業者のほう負担していただけるということでございました。

次に休職者の診断書料のところですが、こちらは今現在休職されている職員は2名となります。原因につきましては、診断書を出す期間が1カ月ごとに出されているというところで、診断書料のほうが増額しておるということになっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず、20……。

○議長（若山照洋君）

大丈夫です、続けてください。

○11番（吉原経夫君）

29ページ30ページ、前の議員が言われた病気休職診断受診料で、今の休職者7人ということですが、間違えました。2人と書いてありました。2人ですが、今年度トータルでは4月から何人になったのかということをお願いします。

あと、43ページ44ページをお願いします。障害者自立支援給付費の償還金利子及び割

引料の中の、ごめんなさい間違えました。それではない。ちょっと待ってください。

○議長（若山照洋君）

しっかりしてください。

○11番（吉原経夫君）

ごめんなさい。43ページ44ページはいいんで、返還金のところで……。ちょっと違うところいきます。社会福祉法人等利用者負担軽減助成金ですね、一番下。これは申請がある社会福祉法人等があって利用者がある場合軽減するわけですが、それぞれどのような負担割合になっているのかというのと、県費、町費あれば、また社会福祉法人と負担割合、また町内で全てではないと思いますがどこがやられているのか、支障がなければ教えていただければ。

次に、49、50ページの保育所運営費で保育士配置改善事業費補助金600万円の件ですが、何か1施設当たり上限が48万5000円、それを10万円ということで議案説明の中で聞いたんですが、もう少し詳しい説明と、なぜ上限までやらなかったのかと。今まで県の補助があればある程度上限までやっているんですが、それをなぜやらなかったのかと。財政難が理由なのかと、そこをお願いいたします。

あと、55ページ56ページ。感染症対策事業費の返還金でございます。これ、風疹の関係で抗体検査の事務費はいいけど予防接種費用だめだということで返還があったという、返還したという御説明いただきましたが、今回はそれでいいんですが、以前はどうだったのか。以前は間違いなかったのか正しかったのか。そこら辺、当然過去も調べられたと思うんで、そのあたりお願いいたします。

あと71ページ72ページですが、光熱水費あります。公民館施設管理費の光熱水費、これランドセル来館事業などランドセル来館事業で休館日も開けたということで、それも理由があつて増えているということでございます。ランドセル来館事業は公民館、それに限らないですね、西の放課後児童クラブ、西條コミセン、また南は希望の家など複合施設で行われております。当然、放課後児童クラブとかランドセル来館事業、それぞれ補助対象になっていて、ちょっと光熱水費の補助があるかどうかわかりませんが、あつた場合、やっぱり複合施設どうやって算定しているのか。そこら辺、どちらも大治町負担ならいいんですが、補助のある場合そこら辺をしっかりと光熱費取れる、もらえればもらったほうがいいと思うんでちょっと説明をお願いいたします。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

病気休職診断受診料の御質問です。こちら今年度の休職者は3名ということでございます。1名が復職しております。以上です。

○長寿支援課長（松木田英作君）

社会福祉法人等利用者負担軽減助成金でございますが、こちらにつきましては軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額をまず補助基準額とします。こ

の基準額の2分の1を公費で町が補助します。この公費の部分には県の補助金が入りますので、4分の3が県費、町負担が4分の1になります。残りの2分の1が社会福祉法人等が負担する部分になります。また、町内では特別養護老人ホームのほうで1施設この制度を利用しております。以上でございます。

○福祉部長（大西英樹君）

600万の補助金の話でございます。新しく県が制度を導入したのが保育士配置改善事業、従来からあったものが低年齢児途中入所円滑事業でございます。従来からあった事業につきましても、2歳未満の方の年度途中の受け入れができるようにということで、あらかじめ保育士を加配して余分に配置してやっていく、そのための経費というものが補助の制度でございました。県が新しく制度を設けてきた保育士配置改善事業については、年齢制限が全年齢を対象とするということで、どんな年齢でも受け入れが可能なようにということで県の事業は新設されました。大治町、この事業をどうしようかということで検討しましたところ、そもそも600万という事業規模のものはありましたので、県のほうから2分の1、一般財源が300万ということで、同じような予算規模で県の制度に合わせていこうというふうに考えて予算措置をしたものでございます。これにつきましては、各保育園とも協議をして、この範囲でできるというようなところを確認してやってございます。具体的に申しますと、県の補助制度は月額にしますと1施設1事業所当たり月額48万5000円というものが補助対象となっております。従来は年額50万というような制度でございました。保育士配置改善事業として行いますけれども、補助額につきましては保育士1人当たり年額50万円程度を想定して、予算規模を据え置いたということでございます。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

感染症対策事業費返還金でございます。今回、実績報告におきまして、件数を拾う際に間違えたものとなります。申請時につきましては、対象経費を拾って正しいもので申請をしております、実績におきまして抗体検査等の件数を拾うときに誤って実際の接種費まで計上してしまったものということで、以前はこういった誤りはないと認識しております。以上です。

○福祉部長（大西英樹君）

ランドセル来館事業の補助の対象に入れられないかというお話をいただきました。この制度は児童クラブとは違って非常に補助の金額は少ない。もうこのランドセル来館事業の経費全てを賄うことを対象にすることはできないものですから、今回は光熱水費のほうに充てる補助額がないということでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

41ページ42ページ。ごめんなさい、43ページ44ページです。自立支援償還金利子及び割引料の自立支援給付費国庫負担金と県費負担金の返還金、これ大抵国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担だったものの返還金だと思いますが、これ、不正を行った事業者から全て返還されたのでしょうか。もしくは、全部じゃなくて国や県を優先させて町には帰ってきてないのか、平等に町も4分の1戻ってきているのかちょっとそれを聞きたいと思います。

あと、先ほどの説明をいただきました49ページ50ページですか。特別保育事業費等補助金と保育士配置改善事業費補助金で、もともとのほうは年額50万、それが月額48万5000円と大分、補助額が増えていますね。年額50万だから月額にすると4万ちょっとですかね、それが48万5000円。ですから、ちょっとそこをせっかく県が補助を増やしてくれたのに、当初予算と同じ規模だということで、当然、県の補助2分の1もらえば町も2分の1負担することになるから町の支出は増えるんですけど、そこら辺、補助が増えてもとにかく、町の負担が増えるのはこれからは考えていかないのかと。これ町長の政治姿勢だと思いますが、これをちょっとお聞かせ願いたい。

あと、71ページ72ページ光熱水費でランドセル来館事業補助対象にならないのはわかりますが、ちょっと議題外かもしれないけど放課後児童クラブは補助対象になるのかなと思って。それ同じ複合施設で希望の家、西條コミセン、ならないならならぬんですが、なっていればどうやって増えた分証明するのかと。ちょっとそれがここで気になっているんでそのことをお願いいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

44ページの自立支援給付費、国庫と県の負担金、返還金でございますが、こちらにつきましては町の方も含めまして事業所から返還がございました。そのうち、国2分の1、県4分の1分を国・県それぞれに返還するため計上させていただいたものでございます。以上です。

○福祉部長（大西英樹君）

保育のほうでございますが、こちらは今まで従来からの事業ですと低年齢児ということなんですが、大治町、低年齢児の途中入所が非常に多いということです。県の新制度では全年齢型となりましたが、大治町、比較的4・5歳児については年度途中の入所があまりないと、比較的。ということで、保育園と相談しまして低年齢児に対応するためということでやっております。補助額が増額したんであればというお話いただいておりますが、これは大治町が保育園に対して補助した場合、限度額としては48万5000円、月額となっておりますが、補助をしなければ、これはここまで申請できませんので、過剰な事業というものについては補助の対象にはなりませんし、申請もしないものですから、あくまでも低年齢児に対応する制度としてやっていくということでございます。

それから、ランドセル来館事業じゃなくて児童クラブ、光熱水費が対象になるかならないかということです。指定管理もしくは業務委託ということで委託しております、その中には光熱水費も対象としております。ただ、これは県から補助がもらえるかと、国から補助がもらえるかといいますと、補助基準額っていうのが1単位当たりっていうふうに決まっていますので、これはもう超えておりますから、この分、光熱水費は補助としてもらえるということはもう限度額を超えておりますので、そういう御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

じゃ最後の質問ですが49ページ50ページで、先ほど今、福祉部長から説明いただいたんですけど、事業を変えていくと、それはわかります。ただ、予算規模も全く一緒だと。当然対象が違うし、それぞれ保育所の状況も違うだろうし、なのに当初予算に合わせてやっていく。そういう財政難の折そういう考え方かもしれませんが、財政難って言葉が出てこないんで、だけどそれが本当にいいのかどうか。当然、財政難ですからお金出しにくくなるんだろうけど、県としても違う事業で補助を増額したっていうことは、それだけ必要性があるってことでやっているわけで、大治町特に保育に関しては、他の市町村より必要性が高いと思うのに当初予算と同じ額でやっちゃう。これはもう、町長の政治姿勢だと思うんで、やっぱり当然、予算を増やしたくない、減らしていかなきゃいけない、歳出を。それはわかるんだけど、必要なものはやっぱり増やしていかなかんと思うんで、そこら辺ちょっと、今、このことに限らないですが、必要なものを増やさなきゃいけない。何もかも減らす。特に、県が増やすと言っているようなところは必要性があるわけで、そこら辺ちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

この予算の全体につきましては、増やさなくてはいけないものについても需要があることは認識しております。が、全体の枠を見て、どうしてもこうせざるを得ないというふうにバランスをとるように全庁挙げて行わせていただいているものでございます。ですので、その事業の内容、詳細その枠の適正化等々についての内容については、担当課のほうから担当部のほうからお答えさせていただきます。

○福祉部長（大西英樹君）

先ほど私の答弁が少しわかりづらかったかもしれませんが、今大治町としては、全年齢の年度途中の入所に対応するだけ、保育士を余分に加配する必要性は薄いという認識で、事業を必要なものっていうのは議員おっしゃるわけですけども、そこまで精査をして、全年齢型に何人も保育士をあらかじめ配置しておくということは、今のところ

必要ないだろうというところは、我々行政側と保育園側と協議をした上でやっているものでございます。したがって、低年齢児の対応を十分できるような補助を出しておるところでございますので、今後、大治町が全年齢的に途中入所が多くて、保育士を余分にあらかじめ配置しておかないといけないということであれば、これは必要な措置、予算措置が必要になってくると考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1 番池田耕介議員、どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。済みません、間に他の質問が挟まってしまいましたが、先ほど29、30ページの総務費、病気休職診断受診料ちょっとよくわからなかったんで教えてください。1 カ月ごとに受診をされるので、受診料がその分かる。まとめて休職期間されるのであれば、その初めだけかかるっていう理解でいいのかと、それぞれ職員さん2名が、それぞれ何か月休まれているのか、お伺いします。

○総務課長（吉田美穂君）

病気休職診断受診料についての御質問です。こちらにつきましては医師の、休職者のかかりつけ医と町が指定する医師、2名の医師の診断が必要となりますので、それぞれの医師が1 カ月ごとに診断書を出されているということでそれが積み重なっているというような形になっております。現在休職者おりますが、2人につきましては、2名につきましては、4月から休職しているものと、8月から休職しているものというような形で、総務課としては把握しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

池田議員、どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

これは、昨年、おとしなどと比べて休職の期間が長い方がみえるので、費用がかかって費用が不足したっていう認識でよろしいですか。

○総務課長（吉田美穂君）

休職者の人数につきましては、昨年度も3名ということで、こちらで把握しております。それぞれが4月からの職員と8月からの職員が1 カ月ごとに2名の医師の診断書を提出していることから、今回増額の補正をさせていただきました。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第2、議案第67号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。10ページ11ページで、8ページ9ページ、10ページ11ページ、トータルでいきます。8ページ9ページで繰越金で、決算の結果133万8000円足りなかったということで、その133万8000円に充当するために10ページ11ページで印刷製本費と職員人件費の減額を充ててるという内容ですが、まず、8ページ9ページの繰越金が減ったのはこれは決算だから確定です。10ページ11ページの印刷製本費もこれも確定なんです。ただ、残りを職員人件費で充当するんですが、職員人件費きっちりこの額で減額っていうのは予算の組み方からしていいんですか。実際、職員1人、会計年度任用職員が欠員になっているってことだったら、もっと違う数字が出てくるはずで、単に数字合わせて職員人件費を使うのは少しどうかと思うんですが、繰入金とかそういうのならわかりますけど、ちょっとそこら辺、予算の組み方がどうでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

繰越金の予算の組み方で、全体的な組み方でございます。今回の議案説明のときに、構成として説明もさせていただいたところでございますが、今回6年度の実質収支額に基づいて繰越金の予算が減額となったということです。それに充てさせていただいた財源というのは、6ページ7ページのその他一般会計繰入金133万8000円、こちらを充てさせていただいております。よりまして、今回、本来であれば繰越金がなくなれば一般会計からっていうところは、まずそこから入れさせていただいておりますので、今議員言われた充て方というのはしてございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

だから繰越金が減ったからその分一般会計から繰入金を増やしたと、その他一般会計繰入金を増やしたと、わかります。で、その根拠として印刷製本費とか職員人件費ですかね、それを繰入金を減らしたのか。だけど職員給与費っていうのを、繰り入れするためにその金額に合わせてやったと思うんだけど、職員給与費がその額で本当に下がるの。

足りなくなったりちょっと多めに残ったりとか、現実には、そこら辺どうなんですか。

○福祉部長（大西英樹君）

少しちょっと詳細に説明させていただきます。議員言われるように繰越金が少なかった、当初予算の見込みよりも少なかったということで、じゃあこの分をどうやって補填するんだというところですが、新たな収入を見込むのもなかなか難しいというところでした。一般会計繰越金の補填については一般会計から法定外の繰り入れをしないと、これはできない話なので、今7ページにありますようなその他一般会計繰入金、ここに133万8000円充ててあります。あとは足りない分が出てきます。133万8000円を一般会計からいただくわけなんですけど、我々のちょっと考えといたしまして、新たな一般会計による一般財源の補填はなるべく少なくしたいと、なくしていきたいということを内容を考えまして、行革である印刷製本、それから会計年度は1名なかなか採用ができなかったというところがございます。今現在、11月予算編成のときは11月末の時点では10月までは、採用ができてなかったわけですから人件費は不用額として残ってくるという結果が見えていましたので、不用額が出るのであれば一般会計から133万8000円いただくわけですから、法定内ではありますけども事務費繰入金を減らしていきたいと。そういう考え方です。ちょうどこの数字になるのかというところは、これも今議論あると思いますけれども、例えば半年分切ればよかったんじゃないかとか、そういう考え方はありますけれども、一般会計とのやりとりの中で新たな一般財源の負担をなくさない、してもらわなくてもいいような、その措置ということで、このような提案をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております。議案第67号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3、議案第68号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております。議案第68号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第4、議案第69号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第5、議案第70号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

9番松本英隆議員、どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。一番最後のページのほうがいいと思うんですけども、12ページのところ、まず国庫補助金が180万円マイナスになっております。これどうしてかということと、あと一番下の公共下水道実施設計業務委託料が約マイナス200万ですね。実施計画の委託料をやめたということで、下水道事業これこの分だけやめたというか、やらないというようなそのような感じなんですか、これは。この2点お願いします。

○下水道課長（後藤丈顕君）

まず、国庫補助金でございます。この国庫補助金ですけども、今回の国への要望額に対して減額、内示額により減額になったものでございまして、今回の国庫補助金が内示額が9200万円。要望額が1億1053万5000円ということで、差し引き額が1853万5000円ということで今回減額の計上をさせていただいております。委託料の公共下水道実施設計業務委託料でございますけども、これは一応、業務の方は発注しております。その入札執行残等を加味しまして、これだけの額が減額となるものになります。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。11ページ12ページ。同じところなんですけども、だからもともと国庫補助金が1853万5000円減額になったと。自動的に企業債も減額になると。それに充てるというか、委託料たまたま執行残もあったもんでそれに充てる部分で委託料の減額

があると。そういう流れなんですか。

○下水道課長（後藤丈顕君）

まず、国庫の、国の内示額が来ます。そこから今回発注というか予算を組んでおります委託業務、またもう工事も国の要望をしておりますのでその中から入札等で減額になった分を今回は委託料のほうから減額をさせていただいて、国費を十分に考えまして今回計上させていただいているものでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6、議案第71号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

2番八神委員、どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。条例の改正後、お昼の時間が二部制になるかと思えます。説明のときにこういう二部にしたほうが使いやすいという声もあったというふうにお聞きをしているんですが、僕も使用はするんですが、通しで使いたい人も多いかと思います。その場合両方とればいいんじゃないかっていうことにはなると思うんですけども、このかえるに当たって、例えばですけども通しの場合は少し安くなるのか、通しでとれる枠をつくるのか、そういう意見とか案、声はなかったんでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

今回、午後の部を二部制に分けるということで、利用者からどういう使い方がいいかという声は伺いましたが、通しで使いたいという声も当然ございました。しかしながらこちらでは割引とか、通しの場合割引というのは考えは我々としてはございませんで、その代わり今までですと昼の午後1時から午後5時までの4時間という時間帯を正午から午後3時、午後3時から午後6時までということで1時間それぞれ前後延ばして頂くんですから、使い勝手がよくなったということで利用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に、ございませんでしょうか。

11番吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。スポーツセンターの午後時間を二部制にしたと。いろんな施設調べたら小中学校、野球場、多目的スポーツ広場か、あそこはなんかそういうような感じですが、そうになってないのが公民館、多世代交流センター、あとコミュニティセンター、砂子も入れて三つのセンターですが、それぞれ午後時間帯変えていくとか、そういうような考えというか検討というかそういう考えがあるのでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時46分 休憩
午前10時46分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんでしょうか。

1 番池田議員、どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。先ほどの利用の枠の話、4時間から6時間かな2時間延びるので増額は、もともと利用もすごく安い金額で貸していただいているのかなって自分の感覚なので反対でも何でもないんですけども、午後分けた結果、利用が増える人数は予測が立たないかと思いますが、例えば現状、仮に今年度とか昨年度とか連続で借りている人がもし同じようにこの午後の枠を連続で借りた場合の使用料、収入が増えるのかなと思いますが、その数字がもし出ていれば教えていただきたいです。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

今回、午後の部を分割して時間数を増やして、使用料がそれで増えるかどうかという見込みっていうのは、なかなか想定の中になりますのでそこまでの見込みは立っておりませんが、現状で見えますと、午前・午後・夜間と、稼働率というのは出ております。その中でやっぱり午前中と、夜間については、特にメインアリーナを見えますと、稼働率が多いときは90%の利用がある中で、午後の分については、若干低いというのが出ております。今回分割することによって利用の仕方も3時まで利用したいという団体もみえますし、夕方から利用したいという団体もございますので、利用者にとっては利便性は高まるかなあと考えておりますので、収入増につながるように期待しているところでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第72号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。11ページの新旧対照表で、私も読みましたが、余り違いっていうのがわかりにくいんで。もし、議案説明会でも説明いただいたんですが、もう少し違いを教えていただければと思います。

○福祉部長（大西英樹君）

では、この新旧対照表の11ページを見ていただきまして、第12条の改正でございます。虐待等の禁止ということでそういったところでございますけども、これは法というのは法律の改正がありました。33条の10第1項各号と新たに改正しとるわけですが下段見ていただきますと、33条の10各号になっております。第1項という言葉が入ってないということなんです。これは第2項、第3項と国の法律が変わってきたということで、本条例では33条の第1項を引用したいということですので、この1項という言葉を入れないと意味が通らないということで加えさせていただいております。

17条の改正はいろいろと書いてありますけれども、簡単に申し上げますと保育のほうでは毎年定期的に健康診断をやらなきゃいけないということです。ただ、いろんなところで個別に健康診断をやっているケースもあると。そういったところは保育所が必要とする健康診断の項目については、個人で受けられた結果があるんであればそれが使えますよというようなことができる規定が設けられたというような今回の条例改正でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第73号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。12ページ以降の新旧対照表ですが、第15条は大体この号と次号、またもう一つ三つぐらい三つ目ができたもんで以下と書いてあるのかなと思いますが、それ25条以降、次の第12条とかちょっと違いがわかりにくいんでまた教えていただければと思います。

○福祉部長（大西英樹君）

15条省きまして25条ですね。25条が虐待の禁止と。先ほどの議案、前の議案と一緒にございます。法の改正が33条の10第1項各号となっておりますが、1項しかなかったものが2項3項出てきたというところで、あとはそういうところでございます。放課後も一緒のところの12条のところは一緒にございますので同じような解釈でいいと思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この新旧対照表15ページ。改正前は「専属する」が改正後は「選任する」と。ちょっと違いで専属ということだから大体その方そこの市町村しかできないというのをを行うと、選任だといろいろ市町村兼ねれるのかなと思うんですが、そこら辺ですね。大抵法律が変わればまずこれの規定なども出てくると思うんですが、

ちょっと具体的にどういうふうにかこれが変わったのか教えていただけたら。

○下水道課長（後藤丈頭君）

専属と選任の違いですけども、今までは指定工事店は営業所ごとに、愛知県下水道協会に登録された責任技術者を営業所ごとに専属して常駐、兼任させてはならないというようにございました。今回、選任ということで、今後営業所に登録された人を選任することで、兼任して複数の営業所で責任技術者になれるというような違いがございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は総務建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 散会